

苦情処理等の報告について

平成19年5月17日
苦情処理調査部会

苦情調査処理状況一覧

	(H19)苦情事案1	(H19)苦情事案2
申出日	平成19年4月3日	平成19年5月8日
実施機関	教育委員会(教育振興部教職員課)	知事(健康福祉部保険指導課)
苦情の内容	<p>千葉県教育委員会は職員をして「情報公開条例に全ては書いていない」と主張し、独自に公開非公開の判断を行い、同一情報について、ある場合には開示し、その余の場合には開示しないなど恣意的工作を行っている。</p> <p>もしもこのような行為が許されるなら、千葉県において情報公開制度は成立しなくなる。千葉県情報公開推進会議の真摯で公正な判断と迅速な是正措置が必要である。</p>	<p>不開示決定をすると異議申立てされ、その理由で県職員の不法行為が明らかになるため、却下決定しようと、条例第7条第2項(補正要求)を悪用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 形式上の不備がないのに補正要求した。 2 開示請求対象の行政文書でない文書を特定させようとした。 3 補正に必要な相当の期間を設けなかった。 4 国保指導室が両方担当なのに介護保険室を担当にした。
調査委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	
調査の状況		
苦情処理部会 審議状況	平成19年4月10日(処理方針の検討) 平成19年4月23日(処理方針の検討)	
処理結果通知	平成19年5月7日	
処理結果	<p>本件苦情は、千葉県情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定に係る不開示の判断に対する苦情と解されることから、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない判断する。</p>	

(H19) 苦情1

第4号様式(第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 号

平成19年5月7日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成19年4月3日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H19) 苦情1(平成19年4月3日申出分) 千葉県教育委員会は職員をして「情報公開条例に全ては書いていない」と主張し、独自に公開非公開の判断を行い、同一情報について、ある場合には開示し、その余の場合には開示しないなど恣意的工作を行っている。もしもこのような行為が許されるなら、千葉県において情報公開制度は成立しなくなる。千葉県情報公開推進会議の真摯で公正な判断と迅速な是正措置が必要である。</p> <p>2 調査の概要 平成19年 4月 3日 苦情申出書の受付け 平成19年 4月10日 処理方針の検討 平成19年 4月23日 処理方針の検討</p> <p>3 処理結果 本件苦情は、千葉県情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定に係る不開示の判断に対する苦情と解されることから、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない判断する。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 菅野 泰 井上隆行 伊藤さやか

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。